

青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 0 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

地方公務員災害補償法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 4 2 年条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号中「拘置されている場合」を「拘置されている場合もしくは留置施設に留置されて拘禁刑もしくは拘留の刑の執行を受けている場合」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 1 2 条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第 1 3 条に

規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）もしくは旧刑法第16条に規定する拘留（以下この項において「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下この項において同じ。）に拘置されている者または留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮もしくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの条例による改正後の青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第9条第1項第1号の規定の適用については、懲役もしくは禁錮または旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑または拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役もしくは禁錮または旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑または拘留の刑の執行を受けている者とみなす。